

# **未決拘禁者遵守事項**

**広島拘置所**

## みけつこうきんしやじゅんしゅじこう 未決拘禁者遵守事項

### だい 第1 遵守事項

けいじしせつ しゅうだんせいかつ あんぜん たも  
刑事施設における集団生活の安全を保つため、いろいろな規則があります。次に定める事項は、当所に収容されている間、守らなければならない遵守事項です。これに違反した場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰に触れるときは、更に刑罰を科されることもあります。

#### とうそう 1 逃走

とうそう また とうそう くわだ  
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

#### じさつきと 2 自殺企図

じさつ くわだ  
自殺を企ててはならない。

#### じしようこういとう 3 自傷行為等

こい じこ しんたい きず も いぶつ の こ  
故意に、自己の身体を傷つけ、若しくは異物を飲み込  
む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれら  
の行為を企ててはならない。

#### むだんりせきとう 4 無断離席等

きよか してい しゅうしんいち せきまた ばしょ へんこうおよ  
許可なく、指定された就寝位置、席又は場所の変更及び離脱、並びに立入りが禁止された場所に入ってはなら

ない。

## 5 視察妨害

視察口を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又  
は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害  
することを企ててはならない。

## 6 不正連絡等

許可なく、又は許可された方法によらず、他人（自己以外の全ての者をいう。以下同じ。）、外部の団体等と連絡  
し、若しくは連絡することを企て、又は他人に合図を送  
ってはならない。

## 7 拒食

拒食を続けてはならない。

## 8 診療等の拒否

健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否して  
はならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人  
に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及  
び医療上の措置を拒否してはならない。

## 9 物品不正製作等

許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれ

こうい くわだ  
らの行為を企ててはならない。

かきふせいしようとう  
10 火気不正使用等

きよか ひ はつ も しよう また こう  
許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行  
い くわだ  
為を企ててはならない。

たてものとう そんかい  
11 建物等の損壊

たてもの せつび びひんとう こわ また こわ くわだ  
建物、設備、備品等を壊し、又は壊すことを企てては  
たにん せんゆうぶつ ふく  
ならない。(他人の占有物を含む。)

おそんこういとう  
12 汚損行為等

たてもの せつび びひんとう らくが も きよか は  
建物、設備、備品等に落書きし、若しくは許可なく貼  
がみ また おそん  
り紙をし、又はこれらを汚損してはならない。

せつびとう きのうぼうがいとう  
13 設備等の機能妨害等

でんき すいどう ひじょう つうろ た しせつ せつび  
電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備  
とう きのう ぼうがい も ほんらい ようと はん  
等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反  
もち また こうい くわだ  
して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

ぶつびんふせいじゅじゅ  
14 物品不正授受

きよか たにん じこ ぶつびん ゆず わた か あた も  
許可なく他人に自己の物品を譲り渡し、貸し与え、若  
きよか たにん ぶつびん ゆず う か う また  
しくは許可なく他人の物品を譲り受け、借り受け、又  
はこれらのことを企ててはならない。

ぶっびんかつしゅとう  
15 物品 喝取 等

たにん ぶっびん じこ ぶっびん たにん せいとう かんり  
他人の物品(自己の物品であっても,他人が正当に管理  
するものは他人の物品とみなす。)を盗み,だまし取り,  
いんとく はいき また おど と  
隠匿し,廃棄し,又は脅し取ってはならない。

ぶっびんとうふせいしよう  
16 物品 等 不正使用

しよう ゆる せつび も ぶっびん かんり おこた  
使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り,  
また きょか ほんらい しようもくべき こと ようと  
又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に  
もち も さだ しようほうほう はん しよう  
用い,若しくは定められた使用方法に反して使用しては  
ならない。

さけ せいさくとう  
17 酒・たばこの製作等

しゅるい も るいじ せいさく しょ  
酒類,たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し,所  
じ いんとく もち いんしゅ きつえんとう も たにん じゅじゅ  
持し,隠匿し,用い(飲酒,喫煙等),若しくは他人と授受  
また こうい くわだ  
し,又はこれらの行為を企ててはならない。

とう きゅういん  
18 シンナー等の吸飲

も るいじ せいとう りゆう  
シンナー若しくはこれと類似のものを正当な理由なく  
しょじ せつしゅ きゅういん また くわだ  
所持し,摂取し,吸飲し,又はこれらのことを行ってはな  
らない。

ふせいはいしょくとう  
19 不正配食等

ふせい はいしょく も さだ また ばしょいがい  
不正に配食し,若しくは定められたとき又は場所以外

きつしょく  
で 喫食 してはならない。

20 暴行 等

たにん ぼうこう くわ きせい しめ も じょうがい  
他人に 暴行を 加え、その 気勢を 示し、若しくは 傷害  
あた また こうい くわだ  
を与える、又はこれらの 行為を 企ててはならない。

21 けんか

たにん も こうろん また こうい  
他人と けんかし、若しくは 口論し、又はこれらの 行為を  
くわだ  
企ててはならない。

22 侮辱 等

たにん ちゅうしょう も ぶじょく また たにん  
他人を ひぼうし、中傷し、若しくは 侮辱し、又は他人  
たい そぼう げんどう  
に対し 粗暴な 言動をしてはならない。

23 脅迫 等

たにん きょうはく いあつ も こんわく げん  
他人を 脅迫し、威圧し、だまし、若しくは 困惑させる 言  
どう また たにん たい ぎ む きょうよう  
動をなし、又は他人に対し 義務なきことを 強要してはな  
らない。

24 集団 形成 等

たにん たい きょうはく いあつ も ようきゅうま しょくいん  
他人に対する 脅迫、威圧、若しくは 要求 又は 職員  
たい はんこう もくでき しゅうだん けいせい も  
に対する 反抗を 目的として、集団を 形成し、若しくはこ  
くわ また こうい くわだ  
れに 加わり、又はこれらの 行為を 企ててはならない。

きよぎふうせつるふ  
25 虚偽 風説 流布

きよぎ ふうせつ るふ また るふ くわだ  
虚偽の風説を流布し, 又は流布することを企ててはなら  
らな  
い。

せいおんそがい  
26 静穏阻害

かべ とびら そうおん はつ ほうか くちぶえ  
壁や扉をたたくなどして騒音を発し, 放歌し, 口笛  
ふ また せいとう りゅう おおごえ はつ せいおん  
を吹き, 又は正当な理由なく大声を発するなどして, 静穏  
かんきょう がい  
な環境を害してはならない。

せいてきこういとう  
27 性的行為等

たにん あいだ また たにん たい せいてきこうい  
他人との間で, 又は他人に対して性的行為をしてはな  
たにん ねどこ とも こい いんぶ  
らない。他人と寝床を共にしてはならない。故意に陰部  
ろしゆつ たにん また けんお じよう お  
を露出するなど, 他人にわいせつな又は嫌悪の情を起  
こうい  
こさせるような行為をしてはならない。

ぶんしょ とが さくせいとう  
28 わいせつ文書, 図画作成等

ぶんしょ とが た もの さくせい しょじ た  
わいせつな文書, 図画その他の物を作成し, 所持し, 他  
ひしゅうようしや み も た ひしゅうようしや み  
の被収容者に見せ, 若しくは他の被収容者に見える  
じょうきょう お また くわだ  
状況に置き, 又はこれらのことを行ってはならない。

ぶんしんとう  
29 文身等

いれずみ ほどこ また かみ も こ  
入墨を施し, 又は髪若しくはまゆをそり込むなどして,

勝手に容ぼうを変えてはならない。

30 とばく 等

とばく 若しくはとばく類似の行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

31 起居動作時間帯違反

正当な理由なく、定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

32 不正運動

定められた方法、場所及び時間帯に従わず、運動してはならない。

33 環境汚染等

残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、若しくは痰や唾を吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

34 不正洗濯等

許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて清拭し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

35 不当要求

しょくいん　たい　きよか　ほうほう　ようきゅう　く　かえ  
職員に対し、許可されていない方法で要求を繰り返  
また　さだ　ほうほう　きょうよう  
し、又は定められた方法であっても強要にわたるような  
ようきゅう  
要求をしてはならない。

### 36 自己契約作業安全衛生違反等

- (1) 自己契約作業に就業する者は、正当な理由がなく  
作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。
- (2) 自己契約作業に就業する者は、作業上の製品、  
材料、道具等を故意若しくは重大な過失により汚損  
し、破損し、改造し、投棄し、隠匿し、又は不良製品を製作  
し、若しくはこれらの行為を企ててはならない。
- (3) 作業の安全及び衛生に関する定められたこと、又は  
作業上指導されたことに違反して作業してはならない。

### 37 抗弁等

しょくいん　しょくむじょう　し　じ　めいれい　たい　こうべん　む　し  
職員の職務上の指示・命令に対し、抗弁、無視その  
た　ほうほう　しょくむ　しつこう　ぼうがい  
他の方法で職務の執行を妨害してはならない。

### 38 虚偽申告

かくしゅしんこく　およ　しょくいん　しょくむじょう　ちょうさ　しつもんとう　たい  
各種申告及び職員の職務上の調査、質問等に対し  
て、虚偽の申告をしてはならない。

れんこうきょひとう  
39 連行 拒否 等

いそう てんしつ ちょうきとう しょくいん よびだ も  
移送, 転室, 調査等のための職員の呼出し, 若しくは  
れんこう きょひ また ぼうがい  
連行を拒否し, 又は妨害してはならない。

てんけんとう きょひとう  
40 点検 等 の 拒否 等

しょくいん じんいんてんけんまた しんたい ちゃくい きよしつ も ぶつ  
職員による人員点検又は身体, 着衣, 居室若しくは物  
びん けんさ きょひ また ぼうがい  
品の検査を拒否し, 又は妨害してはならない。

けいばつほうれい いはん こうい  
41 刑罰 法令 違反

けいばつほうれい いはん こうい  
刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

そそのか こういとう  
42 噴 し 行為 等

た ひしゅうようしや たい じゅんしゅじこうまた とくべつじゅんしゅじこう  
他の被収容者に対して, 遵守事項又は特別遵守事項  
いはん そそのか また えんじょ  
に違反することをあおり, 噴し, 又は援助してはならな  
い。

ふせいこうだんとう  
43 不正交談 等

こうだん きん ばしょ せいとう りゆう  
交談を禁じられているとき又は場所において, 正当な理由  
た ひしゅうようしや はなし も はな か  
がなく他の被収容者と話をし, 若しくは話し掛けては  
ならない。

ちゅう こうだん きんし およ ばしょ  
(注) 交談を禁止するとき及び場所

(1) と き

ア 人員 点検中  
じんいんてんけんちゅう

イ 引率 連行中  
いんそつれんこうちゅう

ウ 整列中  
せいれつちゅう

エ 個別 運動中  
こべつうんどうちゅう

オ 就寝 時間中  
しゅうしんじかんちゅう

カ 檢査中  
けんさちゅう

キ 護送中  
ごそうちゅう

ク 安静 時間中  
あんせいじかんちゅう

ケ 自己 契約 作業中  
じ こ けいやくさぎょううちゅう

ひつよう ようむ かん しょくいん きよか う  
ただし、必要な用務に関し、職員の許可を受け

ばあい のぞ  
た場合を除く。

## (2) 場 所

ア 面会所 (待合室を含む)  
めんかいじょ まちあいしつ ふく

イ 診察室 (待合室を含む)  
しんさつしつ まちあいしつ ふく

ウ 入浴場  
にゅうよくじょう

エ 理髪室  
りはつしつ

オ 更衣室 (検身場を含む)  
こういしつ けんしんじょう ふく

カ 出廷 準備室  
しゅっていじゅんびしつ

キ 護送 車内  
ごそうしゃない

ク 現に収容されている居室とその他の場所との間  
げん しゅうよう きょしつ た ばしょ あいだ

かくきょしつかん  
ケ 各居室間

(3) その他、職員が規律及び秩序の維持上必要がある

みと きんし およ ばしょ  
と認めて禁止したとき及び場所

だい しょくいん し じ たい いはん  
第2 職員の指示に対する違反

だい じゅんしゅじこう いはん ばあい しょくいん おこな  
第1の遵守事項に違反した場合のほか、職員が行  
けいじしせつ きりつおよ ちつじょ いじ ひつよう せい  
った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生  
かつおよ こうどう し じ いはん ばあい けいじ  
活及び行動についての指示に違反した場合にも、「刑事  
しゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょぐう かん ほうりつ だい  
収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第1  
じょうだい こう もと ちょうばつ か  
50条第1項に基づき、懲罰を科されることがあります。